

投資信託総合取引約款

1. 投資信託受益権振替決済口座管理規定

1. (規定の趣旨) この規定は、「社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。))に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。))を株式会社大光銀行(以下「当行」といいます。))に開設するに際し、当行とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。))の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

2. (振替決済口座)

(1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

(2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。))と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有口」といいます。))とを別に設けて開設します。

(3) 当行は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するもの限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

3. (振替決済口座の開設)

(1) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当行所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申込みいただけます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(2) 当行は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

(3) 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

3-2. (共通番号の届出)

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。))その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号、以下同じ。))の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当行にお届出いただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

4. (契約期間等)

(1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

(2) この契約は、お客様又は当行からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

5. (届出事項)

「振替決済口座設定申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

6. (振替の申請)

(1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し振替の申請をすることができます。

① 差押を受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの

② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの

③ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの(当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

④ 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間(以下「振替停止期間」といいます。))中の営業日において振替を行うもの(当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

⑤ 償還日翌営業日において振替を行うもの(振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

⑥ 販社外振替(振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。))を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日(振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。)

ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日(当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

ニ 償還日前営業日(当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

ホ 償還日

ヘ 償還日翌営業日

⑦ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの

(2) お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入のうえ、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。

① 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数

② お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称

④ 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

⑤ 振替を行う日

(3) 第2項第1号の口数は、1口の整数倍(投資信託約款に定める単位(同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位)が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。))となるよう提示しなければなりません。

(4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。

また、第2項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

(5) 当行に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取扱います。

7. (他の口座管理機関への振替)

(1) 当行は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当行で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当行および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われなかったことがあります。

(2) 第1項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みください。

8. (担保の設定)

お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当行が認められた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めることに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

9. (抹消申請の委任)

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客様からの請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

10. (償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権(差押を受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。))の償還金(繰上償還金を含みます。以下同じ。)、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当行がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当行からお客様にお支払いします。

11. (連絡事項)

(1) 当行は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。

① 償還期限(償還期限がある場合に限りです。)

② 残高照合のための報告

③ お客様に対して機構から通知された規定

(2) 上記(1)②の報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当行所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当行市場金融部に直接ご連絡ください。

(3) 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

12. (届出事項の変更)

(1) 印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

(2) 第1項より届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

(3) 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

13. (口座管理料)

(1) 当行は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

(2) 当行は、第1項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することができます。

また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払のご請求には応じないことがあります。

14. (当行の連帯保証債務)

(1) 機構又は野村信託銀行(上位機関)が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)[脚注1]に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、

当行がこれを連帯して保証いたします。

①投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構又は野村信託銀行（上位機関）において、誤記帳等により本来の口座より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにも係らず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払をする義務

②その他、機構又は野村信託銀行（上位機関）において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

15.（複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知）

（1）当行は、当行が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当行の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当行のお客様が権利を有する投資信託受益権の口座についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

① 銘柄名称

② 当該銘柄についてのお客様の権利の口座を顧客口に記載又は記録する当行の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）

③ 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の口座

16.（取扱い対象銘柄）

当行は、機構において取扱う投資信託受益権のうち、当行が指定販売会社となっていない銘柄については取扱いません。

17.（解約等）

（1）次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きを取り、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

①お客様からの解約のお申し出があった場合

②お客様が手数料を支払わないとき

③お客様がこの規定に違反したとき

④第13条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合

⑤お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当行が解約を申し出たとき

⑥お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当行が契約を継続しがたいと認め、解約を申し出たとき

⑦やむを得ない事由により、当行が解約することの判断し、解約を申し出たとき

（2）前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第2項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

（3）当行は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第13条第2項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

18.（解約時の取扱い）

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当行の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

19.（緊急措置）

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

20.（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

①第12条（1）による届出の前に生じた損害

②依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

③依頼書等に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害

④災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちに応じられない場合に生じた損害

⑤第4号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

⑥第19条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

21.（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機構への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当行が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

①振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請

②その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受

益証券の提出など）

③振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること

④振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この規定により管理すること

22.（成年後見等の届出）

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。お客様の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。

23.（規定の変更）

（1）この規定は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更される場合があります。

（2）前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

【脚注1】振替法第11条第2項に定める加入者からは適格機関投資家、国、地方公共団体その他政令（振替法施行令第2条）で定める者が除かれている。

2. 投資信託受益権累積投資約款

1.（約款の趣旨）

この約款は、お客様と当行の間の、投資信託受益権の累積投資に関する取り決めです。

当行は、この約款に従ってお客様と当行が取扱う累積投資銘柄の累積投資契約を締結いたします。

2.（申込方法）

（1）お客様は、各累積投資銘柄ごとに、契約を申込みものとします。

（2）すでに他の銘柄において契約の申込みが行われ契約が締結されているときは、新たに取得する累積投資銘柄に関する契約に従った第1回目の払込金の払込みをもって当該累積投資銘柄の契約の申込みが行われたものとします。

3.（金銭の払込）

（1）お客様は、投資信託受益権の取得にあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）を払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを各累積投資銘柄の申込みのときに払込むものとします。

（2）前記（1）の払込金は、当該累積投資銘柄の目論見書に記載された額とします。

4.（買付の時期および価額）

（1）当行はお客様から買付の申込みがあったとき遅滞なく、当該累積投資銘柄の買付を行います。

（2）前項の買付価額は、当該累積投資銘柄の目論見書に定める金額とし、所定の手数料等を加えた額とします。

（3）買付けられた投資信託受益権の所有権ならびにその元本または果実に対する請求権は、その買付があった日からお客様に帰属するものとなります。

5.（投資信託受益権の管理）

この契約によって買付けられた投資信託受益権は、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」の定めるところにより管理します。

6.（振替口座簿への記帳・果実等の再投資）

（1）当行は買付けた投資信託受益権について、法令および株式会社証券保管振替機構が定めるところにより、振替口座簿への記帳をいたします。

（2）当該記帳にかかる投資信託受益権の収益分配金は、お客様に代わって当行が受領・お預りし、所定の税金を差し引いた後、各累積投資銘柄にかかる目論見書の定めに従い当該銘柄の投資信託受益権の買付けを行います。

7.（金銭の返還）

（1）当行は、この契約に基づく投資信託受益権について、お客様からその全部または一部の返還の請求を受けたときには、投資信託受益権を換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、各累積投資銘柄の目論見書の定めに従うものとし、所定の手数料、信託財産留保額、所得税、住民税等を差し引くものとします。

（2）前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当行取引店において、お客様に返還いたします。

（3）クローズド期間のある累積投資銘柄についての当該クローズド期間中の前記（1）及び（2）は、次の各号のいずれかの事由に該当する場面に限りません。

①お客様が死亡されたとき

②お客様が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失されたとき

③お客様が破産宣告を受けたとき

④お客様が疾病により生計の維持ができなくなったとき

⑤その他前各号に準ずる事由があるものとして、当行が認めるとき

8.（解 約）

（1）この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。

①お客様から解約の申し出があったとき

②当行が累積投資業務を営むことができなくなったとき

③当該累積投資銘柄が償還されたとき

④買付が引続き1か年を超えて行われなかったとき

ただし、前回買付の日から1か年以内に保管中の投資信託受益権の果実によって指定された投資信託受益権の買付ができる場合は、この限りではありません。

(2) この契約が解約されたときは、当行は遅滞なく、お客様の口座で管理している投資信託受益権を前記7. に準じて換金し、その代金を返還いたします。

9. (申込事項等の変更)

(1) 改名、転居および届出印、共通番号の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は、所定の用紙によって遅滞なく当行に届出ていただきます。

(2) 前項のお届出があったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類をご提出又は個人番号カード等をご提示いただくことがあります。

10. (成年後見等の届出)

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。お客様の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。

11. (その他)

(1) 当行は、この契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(2) 当行は、次の各号により生じた損害については、その責を負いません。

① お客様の本人の申し出であることが確認できなかったために、当行が申し出に応じなかった場合

② 天災地変その他の不可抗力により、この契約に基づく投資信託受益権の買付・振替、もしくは、投資信託受益権を換金した金銭の返還が遅延した場合

(3) この約款は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。

(4) 前項によるこの約款の変更は、変更後の約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

3. 投資信託定額購入取扱規定

1. (規定の趣旨)

この規定は、お客様と、当行との投資信託定額購入サービス(以下「本サービス」といいます。)に関する取り決めです。

お客様は、本サービス内容を十分に理解し、お客様の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

2. (買付銘柄の選定)

(1) 本サービスによって買付できる投資信託は、当行が選定する銘柄(以下、「選定銘柄」といいます。)とします。

(2) お客様は、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付の申込みを行うものとします。(指定された銘柄を、以下「指定銘柄」といいます。)

3. (申込方法)

(1) お客様は、当行指定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名・捺印し、これを取引店に提出し、当行が承諾した場合に、本サービスを利用できます。ただし、インターネット投信サービスを利用した申込みの場合は、申込書を提出することなく本サービスの申込を行えるものとします。

(2) 申込みにあたっては、指定銘柄の累積投資口座を開設していただきます。ただし、すでに開設済みの場合はこの限りではありません。

4. (申込内容の変更)

(1) お客様は、所定の手続きによって当行に申し出ることにより、申込内容の変更を行うことができます。

(2) 変更の開始は、変更の申込日が1日から20日の場合は申込月の翌月より、21日から月末の場合は申込月の翌々月よりといたします。

(3) ただし、インターネット投信サービスによる申込みについては、変更の申込日が、当行で定める毎月の本サービスの買付日である10日(銀行休業日の場合は翌営業日)の9営業日前(買付日を含む)の15時までの場合には、当該申込日以降最初に到来する買付日の属する年月からとなり、買付日の9営業日前(買付日を含む)の15時以降の場合にはその翌月からとなります。

5. (払込方法)

(1) お客様は、指定預金口座からの振替により、投資信託買付資金の払込みを行うものとします。

(2) 指定預金口座は、本サービスの申込みを行った当行の本・支店(以下「取引店」といいます。)におけるお客様名義の普通預金口座とします。

6. (払込の開始・払込期間)

(1) 本サービスの申込日が1日から20日の場合は申込月の翌月より、21日から月末の場合は申込月の翌々月より本サービスの契約は成立いたします。

(2) ただし、インターネット投信サービスによる申込みについては、契約申込日が、当行で定める毎月の本サービスの買付日である10日(銀行休業日の場合は翌営業日)の9営業日前(買付日を含む)の15時までの場合には、当該申込日以降最初に到来する買付日の属する年月からとなり、買付日の9営業日前(買付日を含む)の15時以降の場合にはその翌月からとなります。

(3) 本サービスの払込期間は、定めのないものとします。

7. (金銭の払込)

(1) 当行は指定銘柄の買付にあてるため、毎月1銘柄につき1回あたりあらかじめお客様が申し出た一定額(以下「払込金」といいます。)を、毎月5日(銀行休業日の場合は翌営業日)に、申込書によって指定された口座(以下、「指定預金口座」といいます。)から自動引落しさせていただきます。この場合、普通預金規定または総合口座規定に係らず、預金通帳および同払戻請求書の提出は不要とします。

(2) 払込金の金額は、3,000円以上1,000円の整数倍の金額とします。ただし、お客様がつみたてNISAでの買付を行う場合は、当該指定銘柄の購入の払込金の各年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような振替金額の指定はできないものとします。

(3) 指定預金口座の残高(当座貸越契約*1がある場合、貸越可能金額を除きます。)が引落し指定日において引落し金額に満たない場合は、引落しおよび第9条の取扱いはいたしません。なお、引落し不能であった翌月の引落しについては、1ヶ月分の引落しのみ行うものとします。

8. (増額の払込)

(1) 第7条(金銭の払込)に加えて、1年に2回まで、増額の払込みができます。

(2) 増額の払込金の金額は、3,000円以上1,000円の整数倍の金額とし、年2回の払込金額は同一といたします。ただし、お客様がつみたてNISAでの買付を行う場合は、つみたてNISAで買付しようとする全銘柄についての購入の払込金と本項の増額金額の各年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような増額金額の指定はできないものとします。

9. (買付の方法) 当行は、お客様の指定銘柄の払込金で、投資信託受益権累積投資約款の定めに従って買付を行います。

10. (買付時期および価額)

(1) 当行は、お客様からの払込金の受入れをもって、払込みがあった月の10日に指定銘柄の買付の申込みがあったものとして取扱います。

(2) (1)の買付価額は、投資信託受益権累積投資約款に定める金額とします。

(3) (1)に係わらず、指定銘柄の買付の申込みを投資信託の委託者が中止または取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能になった日に買付を行います。

11. (返還および果実の再投資)

返還および果実の再投資は、投資信託受益権累積投資約款に基づき行うものとします。

12. (取引および残高の通知)

当行は、本サービスに基づくお客様への取引明細および残高明細の通知を、次の各号により行うものとします。

(1) (取引の明細)

当行は、第9条(買付の方法)および第10条(買付時期及び価額)に基づく取引の明細については、3ヶ月に1回以上、期間中の銘柄ごとの買付明細および銘柄ごとの買付合計金額、取得合計口数を記載した書面(「取引残高報告書」)により通知します。

(2) (金銭および残高明細)

当行は、指定銘柄の買付預り金および残高について、(1)に定める「取引残高報告書」に記載してお客様に通知します。ただし、(1)の該当取引がない場合、別途、1年に1回以上、残高照会通知書によりお客様に通知することがあります。

13. (選定銘柄の除外)

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当行は当該指定銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当行は、お客様に遅滞なく通知するものとします。

① 当該銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合

② 当該選定銘柄の買付口座数が、当行の定める所定の口座数以下になった場合

③ その他当行が必要と認める場合

14. (解約)

本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

① お客様が当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合

② お客様が指定銘柄の累積投資口座を解約した場合

③ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合

④ 当行が本サービスの解約を申し出た場合

また、本サービスが解約された場合、本サービスに係る預金口座振替契約も解約されます。

15. (印鑑照合)

変更・解約届け等、各種申込書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いした場合は、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

16. (成年後見等の届出)

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。お客様の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。

17. (その他)

(1) 当行はこの契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。

(2) 第12条(取引および残高の通知)の規定に従い、お客様に対し当行よりなされたサービスに関する諸通知が、転居、不在、その他お客様の責における事由により延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したのものとして取扱うことができるものとします。

(3) この規定は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。

(4) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(5) 本規定に別段の定めのないときには、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」「投資信託受益権累積投資約款」等の各規定・約款に従うもの

とします。

*1 総合口座貸越またはカードローン

4. 金銭の振込先指定方式取扱規定

1. (目的)

この規定は、お客様の当行における口座内のすべての投資信託受益権のお取引により当行がお客様に支払うこととなった金銭(以下「金銭」といいます。)を、お客様のあらかじめ指定する当行の預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)に振込む場合の取扱いを定め、以ってお客様と当行との受領精算の円滑化を図ることを目的とするものです。

2. (申込方法)

お客様は「投資信託総合取引申込書」に指定預金口座を記載することによってこの取引を申込むものとし、かつ当行が承諾した場合に限りこの方式を採用することができます。

3. (指定預金口座の取扱い)

指定預金口座は原則として当行の投資信託総合取引口座名義と同一としてください。

4. (指定預金口座の確認)

(1) 当行は前条により預金口座の指定があったときは、速やかに「指定預金口座ご確認のお願い」を送付しますので、記載内容を充分ご確認ください。万一記載内容に相違があるときは速やかに当行にお申し出ください。

(2) 前記(1)の「指定預金口座ご確認のお願い」を当行が送付後1週間は振込請求を受けましても、指定預金口座への金銭の振込はできないことがあります。

5. (指定口座の変更)

(1) 指定預金口座を変更されるときは、当行所定の用紙によって届出てください。

(2) 変更申込み後の取扱いは前条に準じて行うものとします。

6. (金銭の受渡精算方法の指示)

金銭の受渡精算方法については、原則この規定に基づく振込といたします。

7. (受入書類等)

前条に基づき振込を行う場合には、その都度の受領書の提出は不要といたします。

8. (振込金額等の確認)

当行は原則として、金銭を指定預金口座へ振込んだ場合には、計算書等に振込金額等を記載して送付しますのでその内容をご確認ください。

9. (手数料)

振込にかかる手数料は当行にて負担いたします。

10. (免責)

当行は、次に掲げる損害はその責を負いません。

①当行が金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害

②災害、事変その他の不可抗力により指定預金口座への振込が遅延、または不能となったことにより生じた損害

11. (成年後見等の届出)

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。お客様の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。

12. (この規定の変更)

(1) この規定は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

13. (解除)

本取り決めはお客様と当行のいずれか一方の申し出により解除することができます。

5. 特定口座約款

第1条 (約款の趣旨)

1. この約款は、お客様(個人のお客様に限りません。以下同じとします。)が特定口座内保管上場株式等(租税特別措置法(以下、「法」といいます。)第37条の11の3第1項に規定されるものをいいます。以下同じとします。)の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために、当行において開設する特定口座に関する事項及び当行との権利義務関係を明確にするためのものです。また、お客様が源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収の特例(法第37条の11の6第1項に規定する特例)を受けるために当行に開設された特定口座(源泉徴収選択口座に限りません。)における上場株式等の配当等の受領について、法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とします。

当行は、この約款に従って上場株式等保管委託契約ならびに上場株式配当等受領委任契約(特定口座源泉徴収選択届出書を提出されていないお客様については、特定口座での上場株式等の配当等の受領に関する規定は適用されないものとします。)をお客様と締結いたします。

2. お客様と当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「投資信託総合取引約款」「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」等他の規定等の定めによるものとします。

第2条 (特定口座の開設等)

1. お客様が当行に特定口座の開設を申込むにあたっては、あらかじめ、当行に対し、特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、お客様には運転免許証、住民票の写し、印鑑証明書等その他一定の確認書類をご提示いただき、お名前、生年月日、ご住所等について確認させていただきます。

2. お客様が当行に特定口座を開設するためには、あらかじめ当行に投資信託総合取引口座または債券口座を開設していただくことが必要です。

3. お客様は当行に特定口座を複数開設することはできません。

4. お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時までに、当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただきます。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以降については、お客様からその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等をする時までに源泉徴収を選択しない旨の申し出がない限り、引き続き当該特定口座源泉徴収選択届出書は有効なものとみなします。なお、その年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等をした後は、当該年内に特定口座内における源泉徴収の取扱を変更することはできません。

5. お客様が当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。)において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該お客様は、当該年内に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申し出を行うことはできません。

6. お客様が源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただくものとします。

7. お客様が源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただくものとします。

8. お客様が源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただくものとします。

9. お客様が源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただくものとします。

第3条 (特定保管勘定における保管の委託等)

特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託(以下、「保管の委託等」といいます。)は、特定保管勘定(特定口座に保管の委託等がされる上場株式等について、保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じとします。)において行います。

第4条 (特定上場株式配当等勘定における処理)

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理いたします。

第5条 (特定口座を通じた取引)

特定口座を開設されたお客様が、当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、お客様から特に申し出がない限り、当行が定める取引を除き、原則特定口座を通じて行うものとします。

第6条 (所得金額等の計算)

当行は、特定口座における特定口座内保管上場株式等の譲渡等および源泉徴収選択口座に入れた配当等に係る所得金額の計算については、法その他関係法令の定めに基づき行います。

第7条 (特定口座に受入れる上場株式等の範囲)

当行は、お客様の特定保管勘定において受入れる上場株式等の範囲を、次に掲げる公募非上場投資信託の受益権(以下「投資信託」といいます。)または国債・地方債(以下「公共債」といいます。)に限定します。なお、次の各号に該当する投資信託または公共債であっても当行の都合により特定保管勘定で預りしないことがあります。

①お客様が特定口座開設届出書の提出後に、当行が行う募集もしくは当行への購入申込または当行から取得をし、その取得後直ちに特定口座に受入れる投資信託または公共債。

②当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定保管内上場株式等の全部または一部を所定の方法により当行の当該お客様の特定口座に移管(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)することにより受入れるもの(ただし、当行が取扱いをしている銘柄に限りません。)

③お客様が、贈与・相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じとします。)または遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じとします。)により取得した投資信託または公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者が当行または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされているものであって、当行所定の方法により、当行の特定口座に移管されるもの(同一銘柄のうち、一部のみを移管する場合を除きます。)

④お客様が当行に開設する非課税口座で管理されていた上場株式等で、所定の方法により当行の当該お客様の特定口座に移管(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)することにより受入れるもの。

第8条 (源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

1. 当行はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等(当該源泉徴収口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされているものに限りません。)のみを受入れます。

2. 当行が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

第9条（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して行う方法または当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当行を経由して行われる方法により行うものとします。

第10条（源泉徴収・還付）

1. 当行は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合には、法、地方税法、その他関係法令の規定に基づき、特定口座内保管上場株式等の所得について、所得税および復興特別所得税、地方税の源泉徴収または還付を行います。
2. 源泉徴収は、特定口座内保管上場株式等の譲渡等の対価に相当する金額の支払をする際にその金額より差引くことにより行い、源泉徴収後の金額を指定預金口座へ入金します。
3. 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、売却代金と合わせて指定預金口座へ入金します。
4. 上場株式配当等を受入れた源泉徴収選択口座で上場株式配当等と譲渡損失の損益通算を行った結果、お客様に還付すべき金額が発生した場合は、当行が定める日に、指定預金口座へ入金します。

第11条（特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知）

お客様が特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、法令に基づき、当行はお客様に対し当該払出しの通知を書面により行います。

第12条（相続または遺贈による特定口座への受入れ）

当行は、第7条第3号に規定する上場株式等の移管による受入れについては、関係法令等の定めるところおよび当行所定の方法により行います。

第13条（上場株式等の移管）

当行の特定口座から他の口座管理機関の特定口座への移管については、法令に基づき当行所定の方法により行います。ただし、他の口座管理機関において、お客様から移管の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により移管を受け付けられない場合、当行は移管の申し出を受け付けられないことがあります。

第14条（特定口座年間取引報告書の送付）

1. 当行は、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに、お客様に送付します。また、第17条により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に送付します。
2. 当行は特定口座年間取引報告書を、2通作成し1通をお客様に交付し、1通を所轄の税務署に提出します。
3. 当行は、お客様の特定口座において上場株式等の譲渡または配当等の受入れが行われなかった年の特定口座年間取引報告書について、お客様からの請求がない場合には、当行はお客様に交付しないことができるものとします。

第15条（届出事項の変更）

特定口座開設届出書提出後に、当行に届出たご住所、お名前等の届出事項に変更があったときは、お客様は遅滞なく特定口座異動届出書を当行に提出してください。また、その変更がご住所、お名前等に係るものであるときは、住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類等をご提示いただき、確認をさせていただきます。

第16条（出国・帰国時の取扱）

1. 特定口座を開設したお客様が出国される場合に、租税特別措置法施行令（以下、「施行令」といいます。）第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合、出国前特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全てにつき、当行に開設される出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載もしくは記録を受け、または保管の委託をすることで、帰国後、当行に再度開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。この取扱いを希望されるお客様は、出国をする日までに特定口座継続適用届出書を当行に提出していただくこととします。
2. お客様が帰国された後、当行に対し、特定口座開設届出書とともに出国口座内保管上場株式等移管依頼書を提出いただくことにより、出国口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または保管の委託がされている上場株式等を特定口座に移管するものとします。

第17条（特定口座の廃止）

この契約は、次の各号のいずれかに該当するときに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。

- ①お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出されたとき。
- ②特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき。
- ③お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。
- ④やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

第18条（法令・諸規則等の適用）

この約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令および諸規則等に従って取扱うものとします。

第19条（免責事項）

お客様が第15条の変更手続きを怠ったこと、その他当行の責めによらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、ならびに、この約款変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

第20条（成年後見等の届出）

家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ち

に成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。お客様の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。

第21条（約款の変更）

1. この約款は民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。
 2. 前項によるこの約款の変更は、変更後の約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
- 第22条（合意管轄）お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

（附則） この約款は、令和2年4月1日より適用させていただきます。

以上